第6章 資料編

1 策定経過

年 月 日		内 容
平成 29 (2017) 年	5月30日	■第1回深谷市健康づくり推進協議会 ・「第2次深谷市健康づくり計画」策定について ・計画の構成及び今後のスケジュールについて ・市民意識調査の実施について
	6月~7月	■健康づくりに関するアンケート調査の実施
	6月27日	■庁内検討委員会 ・「第2次深谷市健康づくり計画」策定について 計画策定の考え方、計画の構成、今後のスケジュール ・深谷市健康づくり計画の評価について
	6月~ 8月	■前計画の事業進捗評価の実施
	8月~9月	■計画骨子(基本方針)の検討
	9月~11月	■計画素案の検討
	10月10日	■庁内検討委員会作業部会 ・「第 2 次健康づくり計画」骨子案・素案の説明及び検討 について ・今後の計画策定スケジュールについて
	11月30日	■第2回深谷市健康づくり推進協議会 ・「健康づくりアンケートに関する調査結果」 ・「第2次深谷市健康づくり計画(素案)」について
平成 30	12月18日~ 1月9日	■パブリックコメントの実施
(2018)年	1月18日	■第3回深谷市健康づくり推進協議会 ・パブリックコメントの結果及び計画案の修正について
	2月	■計画決定
	3月	■計画公表

2 設置要綱・委員名簿

深谷市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康づくりを総合的に推進するために、深谷市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 健康づくり計画に関すること。
 - (2) 健康づくりの推進に関すること

(組織)

- 第3条 協議会は、委員22人以内をもって組織する
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 健康づくり団体の代表者
- (4) 関係団体の代表者等
- (5) 識見を有する者
- (6) 深谷市人材バンク登録者

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民の健康づくりの推進に関する事務を所掌する部署において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを決定する。

附則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

深谷市健康づくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名		所属団体	備考
関係行政機関 (1号委員)	土屋久	幸	熊谷保健所	
	緒方伸	男	深谷寄居医師会	副会長
保健医療団体 (2号委員)	中島章	富	大里郡市歯科医師会	
	大 谷 和	敏	深谷市薬剤師会	
	岩崎和	子	深谷市食生活改善推進員協議会	
健康づくり団体 (3号委員)	生 方 文	人	さわやか深谷健康を考える会	
	上野一	美	NPO法人ホッと・ステーション	
	新 井 文	雄	深谷市自治会連合会	
	大谷かを	さる	深谷市民生委員・児童委員協議会	
	岡田恵	子	深谷市 P T A 連合会	
	矢 島 記代	子	深谷市立幼稚園PTA連合会	
	後藤高	明	深谷市民間保育協議会	
関係団体 (4号委員)	中島桂	子	埼玉県助産師会熊谷地区	
	粕 谷 明]	深谷商工会議所	
	加藤敏	幸	深谷工業連絡会	
	小和瀬 雄	_	ふかや農業協同組合	
	福島波	子	深谷市歩け歩け協会	
	江 野 祐美	子	深谷市教育研究会栄養士会	
学識経験者 (5号委員)	照 沼 正	子	東都医療大学	会長
深谷市人材バンク登録者	根 岸 薫		公募	
	荒 井 康	子	公募	
(6号委員)	島崎幸	恵	公募	

深谷市健康づくり計画(健康増進計画・食育推進計画・母子保健計画)策定庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定する市町村食育推進計画(以下「計画」という。)及び、母子保健計画策定指針(平成26年6月17日付雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子保健計画の策定にあたり、庁内関係課等の職員により必要な事項を検討するため、深谷市健康づくり計画(健康増進計画・食育推進計画・母子保健計画)策定庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画の基本方針に関すること。
 - (2) 計画の案に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 庁内検討委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。
- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 庁内検討委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その 議長となる。
- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。
- 3 庁内検討委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第5条 庁内検討委員会に作業部会を設置し、作業部会員を置く。
- 2 作業部会員は、別表第2に掲げる課等の職員をもって充てる。
- 3 作業部会は、第2条に規定する庁内検討委員会の事務のうち、委員長が指示した事務を行う。
- 4 作業部会の会議の議長は、福祉健康部保健センター所長をもって充てる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、福祉健康部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、策定をもって、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

役職名	部局	職名
委員長	福祉健康部	福祉健康部長
副委員長	福祉健康部	福祉健康部次長兼障害福祉課長
委員	市民生活部	保険年金課長
委員	福祉健康部	福祉政策課長
委員	福祉健康部	長寿福祉課長
委員	福祉健康部	保健センター所長
委員	こども未来部	こども青少年課長
委員	こども未来部	保育課長
委員	産業振興部	農業振興課長
委員	産業振興部	商工振興課長
委員	教育部	教育総務課長
委員	教育部	学校教育課長
委員	教育部	生涯学習スポーツ振興課長

別表第2(第5条関係)

部局	課等
市民生活部	保険年金課
福祉健康部	福祉政策課
福祉健康部	障害福祉課
福祉健康部	長寿福祉課
福祉健康部	保健センター
こども未来部	こども青少年課
こども未来部	保育課
産業振興部	農業振興課
産業振興部	商工振興課
教育部	教育総務課
教育部	学校教育課
教育部	生涯学習スポーツ振興課

3 健康づくりに関するアンケート調査の概要

① 調査の目的

「第2次深谷市健康づくり計画」の基礎資料とするため、市民の日ごろの生活や、健康状態等について把握することを目的に実施しました。

② 調査対象・方法

調査種別	市民	高校・大学生等	乳幼児保護者	
	深谷市に居住する 20 歳	市内高校・大学・専門学校	4か月児健診、1歳6か	
计台	以上の男女の中から、住	に通う学生	月児健診、3歳児健診に	
対象	民基本台帳に基づいて単		来所の保護者の方	
	純無作為に抽出した市民			
調査方法	郵送発送・郵送回収	学校配布・学校回収	直接配布・直接回収	
実施時期	平成 29(2017)年	平成 29(2017)年	平成 29(2017)年	
	7月	6月~7月	6月~7月	

③ 回収結果

調査種別	市民	高校・大学生等	乳幼児保護者
配布数	3,000 件	1,092 件	267 件
有効回収数	1,430 件	953件	267 件
有効回収率	47.7%	87.3%	100%

第2次深谷市健康づくり計画 (健康増進計画・食育推進計画・母子保健計画)

平成 30 (2018) 年 3 月

編集・発行/深谷市 福祉健康部 保健センター 〒366-0823 埼玉県深谷市本住町 17番1号

TEL: 048-575-1101 (直通) FAX: 048-574-6668

E-MAIL: hoken@city.fukaya.saitama.jp



深谷市

深谷市 福祉健康部 保健センター

〒366-0823 埼玉県深谷市本住町17番1号 TEL: 048-575-1101 (直通) FAX: 048-574-6668 E-MAIL hoken@city.fukaya.saitama.jp

